

# 社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会(第31回)

日 時 : 令和3年7月7日(水) 15:00~

場 所 : WEB開催

【事務局会場】近畿地方整備局 第一別館2階大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開会

○挨拶

### 2. 議題

○新広域道路交通ビジョン(案)・計画(案)について

### 3. 閉会

#### (備 考)

- ・委員会は、報道関係者を対象に公開します。  
但しカメラ撮りは冒頭の挨拶までです。
- ・当日の配付資料・議事概要は、近畿地方整備局のホームページに掲載する  
予定です。

社会資本整備審議会道路分科会  
近畿地方小委員会委員 出席者名簿

|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| いづか あつし<br>飯塚 敦       | 神戸大学 都市安全研究センター 教授            |
| おがわ けいいち<br>小川 圭一     | 立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授         |
| かな こういち<br>嘉名 光市      | 大阪市立大学大学院工学研究科 教授             |
| きむら れお<br>木村 玲欧       | 兵庫県立大学 環境人間学部 教授              |
| ◎ こばやし きよし<br>◎ 小林 潔司 | 京都大学 名誉教授<br>京都大学経営管理大学院 特任教授 |
| ただ のりこ<br>多田 稔子       | 一般社団法人 田辺市熊野ツーリズムビューロー 代表理事   |

※敬称略、五十音順 ◎は委員長

## 社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会運営規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(令和2年3月1日道路分科会長決定)に基づいて設置する近畿地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### (小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1) 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、近畿地方整備局からの報告を受けること。
- 2) 近畿地方整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

### (小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができ、最長10年を限度とする。

### (会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

### (合同会議の開催)

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方小委員会のいずれかの委員長が行い、また一方の委員長は副委員長を行う。
- 4 委員長がやむを得ずその職責を遂行できない場合は、副委員長が代行する。

### (審議過程の透明性の確保)

第6条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(下部組織の設置)

第7条 小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。

2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。

(小委員会の庶務)

第8条 小委員会の庶務は、近畿地方整備局道路部において処理する。

附 則

この規則は、平成22年12月6日から施行する。

改正 平成24年 6月11日

改正 平成28年12月15日

改正 令和 2年 3月 2日

社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会委員名簿

|              |            |                               |
|--------------|------------|-------------------------------|
| いづか<br>飯塚    | あつし<br>敦   | 神戸大学 都市安全研究センター 教授            |
| うの<br>宇野     | のぶひろ<br>伸宏 | 京都大学大学院工学研究科 教授               |
| おがわ<br>小川    | けいいち<br>圭一 | 立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授         |
| かな<br>嘉名     | こういち<br>光市 | 大阪市立大学大学院 工学研究科 教授            |
| きむら<br>木村    | れお<br>玲欧   | 兵庫県立大学 環境人間学部 教授              |
| こにし<br>小西    | はなこ<br>華子  | 竹林・畑・中川・福島法律事務所 弁護士           |
| ◎ こばやし<br>小林 | きよし<br>潔司  | 京都大学 名誉教授<br>京都大学経営管理大学院 特任教授 |
| ただ<br>多田     | のりこ<br>稔子  | 一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー 代表理事    |
| まきむら<br>槇村   | ひさこ<br>久子  | 京都女子大学 宗教・文化研究所 客員研究員         |

※敬称略、五十音順 ◎は委員長